

【4月開始】

令和7年度

学童クラブ申込案内

学童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休業期間に適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

受付期間

＜令和7年4月利用開始の方＞

◆1次募集：令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金）必着

◆2次募集：令和7年1月6日（月）～令和7年2月7日（金）必着

- ・1次募集で定員に達している学童クラブの利用希望者は、不承認（待機）となります。
- ・令和7年2月10日（月）以降の申込みは、5月以降利用開始について審査します。

＜育児休業を終え復職する場合＞

◆令和7年9月30日（火）までに復職：

令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金）必着

◆令和7年10月1日（水）以降に復職：

利用開始希望月の前々月1日から前々月末までに申し込んでください。
（前々月末が土、日、休日に当たる場合は、翌開庁日まで）

申込方法・受付時間

申込方法：茂原市役所保育課に持参または郵送

受付時間：8時30分～17時15分（土、日、休日を除く）

・提出書類を全て揃えて申込みしてください。

※長期休業期間（春・夏・冬休み）のみの申込みについては、別に期間を定めます。広報もばら及び市公式ウェブサイトにて御案内を掲載予定です。

春休み期間：広報もばら1月15日号

夏休み期間：広報もばら5月1日号

冬休み期間：広報もばら10月15日号

＜問い合わせ先＞

〒297-8511

茂原市道表1番地

茂原市 福祉部 保育課 学童保育係

TEL 0475-36-5656（直通）

FAX 0475-20-1606

MAIL hoiku@city.mobara.chiba.jp

市公式ウェブサイト内 ※申請書類ダウンロード可能

「令和7年度 公設学童クラブ申込案内（4月利用開始）」

URL：<https://www.city.mobara.chiba.jp/0000003444.html>



1 学童クラブの概要

(1) 対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生の児童

(2) 利用期間

4月1日～翌年3月31日（翌年度以降も継続して利用を希望する場合は、再度申込みが必要です。）

(3) 開設時間

◆授業がある日

放課後～午後6時30分

◆学校が休みの日（土曜日、春・夏・冬休み）

午前7時30分～午後6時30分

＜春・夏・冬休み期間＞

春休み：3月25日～4月4日

夏休み：7月21日～8月31日

冬休み：12月24日～1月6日

(4) 休業日

◆日曜日、休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

◆事前の出欠確認により利用児童がいなかったことが明らかな場合

◆その他市長が指定する日



茂原市マスコットキャラクター モバリん

2 利用要件・利用承認期間

利用要件	利用承認期間
就労のため	最長3月31日まで
就学又は技能訓練のため ※通信教育は利用要件に該当しません。	最長3月31日まで
疾病（入院・自宅療養）のため	最長3月31日まで
障害のため	最長3月31日まで
親族等の看護・介護のため	最長3月31日まで
出産のため（就労を伴わないもの）	出産予定月の前後2か月（計5か月間）
求職活動のため（年度1回のみ）	3か月間
上記に類する状態にあること	状況により判断

Q.育児休業中でも学童クラブの利用はできますか？

A.育児休業中の場合は、利用の必要性が認められないため学童クラブの利用はできません。

ただし、育児休業を終え復職する場合は申込みが可能です。

また、利用が決定した際に育児休業を切り上げて復職される場合も申込みが可能です。

◆令和7年9月30日（火）までに復職する方→4月利用開始の申込みと一緒に受け付けます。

（受付期間：令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金））

◆令和7年10月1日（水）以降に復職する方→利用希望月の前々月1日から前々月末まで

（前々月末が土・日・休日に当たる場合は、翌開庁日まで）

Q.産前産後休暇中は学童クラブの利用はできますか？

A.産前産後休暇中の場合は学童クラブの利用は可能です。続けて育児休業を取得する場合や復職する場合は、年度内は引き続き学童クラブを利用できます。

無職の方で出産のために利用を希望される場合は、利用承認期間は出産予定月の前後2か月（計5か月間）となります。

Q.利用開始後、産前産後休暇・育児休業を取得します。学童クラブの利用を取りやめしなければなりませんか？

A.上のお子さんが学童クラブ利用中で、年度途中で下のお子さんの産前産後休暇・育児休業に入る場合は、上のお子さんは年度内に限りそのまま学童クラブを利用できます。

Q. 居住地の属する通学区域外の学童クラブに申込みできますか？

A.お申込みすることは可能です。ただし、学区内の児童を優先して審査します。

なお、学童クラブを理由に学区変更した場合は、学童クラブを利用しなくなる（退職等で取り止める、次年度以降不承認となる等）と居住地の学校に転校する必要があります。

3 利用料について

(1) 月額利用料

- ◆利用料は利用日数にかかわらず月額です。
- ◆別途、おやつ代（月額2,000円）・保険料がかかります。
- ◆行事の際は実費負担となります。
- ◆土曜日のみ公設学童クラブを利用する方で、平日に民設学童クラブを利用している場合は、公設学童クラブの利用料はかかりません。

月	世帯区分		
	一般	・令和6年度住民税非課税世帯 ・ひとり親世帯※ ・同一世帯で2人以上利用する世帯の2人目以降	生活保護法による 被保護世帯
通常月	8,000 円	4,000 円	0 円
4 月	9,000 円	4,500 円	
7 月	10,000 円	5,000 円	
8 月	12,000 円	6,000 円	
12 月	9,250 円	4,620 円	
1 月	8,750 円	4,370 円	
3 月	9,500 円	4,750 円	

※ひとり親世帯：児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費等助成を受給している世帯

(2) 利用料・おやつ代・保険料納付方法

- ◆利用料 口座振替の利用をお願いしています。当月分を月末に引き落としします。
- ◆おやつ代・保険料 学童クラブで徴収します。

＜利用料を滞納すると＞

- ◆納付期限内にお支払いがない場合は、督促状・催告書の発送の他、市職員が電話や自宅訪問による催告を行います。
- ◆利用承認の取り消し、または利用を一時停止いたします。
- ◆翌年度以降の学童クラブの利用申込みはできません。

4 利用申込について

(1) 申込方法・受付期間

表紙を参照（必ず期間内にお申し込みください。）

(2) 提出書類

	該当項目	提出書類	備 考
共通		利用申込書	児童1人につき1部
		利用要件確認書類 （5ページの「利用要件確認書類一覧」を御参照ください。）	<u>児童と同居している20歳以上65歳未満（令和7年4月1日時点）の方全員分が必要です。</u> <u>なお、児童の父母が単身赴任等で別居している場合はその方も提出が必要です。</u>
該当者のみ	ひとり親の場合 （事実婚・内縁・結婚予定での同居の場合はひとり親に該当しません。）	戸籍謄本	児童扶養手当の認定を受けている方（全部停止を含む）や、児童手当・子ども医療でひとり親として認定されている方は提出を省略できます。
	離婚調停中で配偶者と別居している場合 （実態だけでなく、住民登録も別々の住所になっていること）	事件係属証明書、調停の呼び出し状、調停期日通知書の写しのいずれか1つ	児童と別居している父または母の「利用要件確認書類」は提出不要です。
	令和6年1月1日に市外に住民登録があり、令和6年度住民税非課税世帯の場合	令和6年度非課税証明書（父母）	令和6年1月1日に住民登録があった市町村で取得できます。
	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書	社会福祉課で取得できます。
	児童が障がい有する場合	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの写し （手帳は交付されていないが、診断書がある場合はその写し）	顔写真の添付、氏名・手帳番号・交付年月日・等級・障がい名の記載がある箇所を提出してください。

◆兄弟姉妹で申込みする場合は、添付書類は原本を1部、コピーを申込み人数分付けてください。

◆必要書類を全て揃えて、申込みしてください。

(3) 利用要件確認書類一覧

利用要件		必要書類	備 考
就 労	雇用されている	就労証明書（所定様式） （ <u>3 か月以内に証明されたもの</u> ）	必ず雇用主に証明してもらってください。 押印は不要です。
	自営業・農業従事者等（第三者から就労の証明がとれない場合を含む）	就労証明書（所定様式）	自書
		事業を確認できる書類	営業許可証、開業届、受注伝票、青色申告書の写し等
就学又は技能訓練中		在学証明書または学生証	在学期間の記載のあるもの
疾 病	入院	診断書（ <u>発行から3か月以内のもの</u> ）	入院期間の記載があるもの
	自宅療養	診断書（ <u>発行から3か月以内のもの</u> ）	保育ができない理由の記載があるもの
障がい		「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの写し	顔写真の添付、氏名・手帳番号・交付年月日・等級・障がい名の記載がある箇所を提出してください。
介護・看護		介護又は看護を受ける方の「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「介護保険被保険者証（要介護度の記載があるもの）」のいずれかの写し。 手帳をお持ちでない場合は診断書（ <u>発行から3か月以内のもの</u> ）	手帳の写し箇所は上記と同様
		介護・看護申立書（所定様式）	自書
出産		母子健康手帳の写し	保護者の氏名・出産予定日の記載がある箇所の写し
求職中・起業準備		求職申立書（所定様式）	自書
その他		状況により依頼します。	

◆就労証明等の内容に不明な点がある場合は、勤務先やその他関係先等に問い合わせをすることがあります。

（４）申込み手続きについての補足説明

<事実婚・内縁・結婚予定での同居の場合>

相手方の「利用要件確認書類」も必要です。
審査の際は、保護者と同じ扱いとなります。

<就労が内定している場合>

内定先に就労内定として就労証明書を記入してもらってください。

<兄弟姉妹同時の申込みの場合>

申込者数が定員を超えた場合、保護者の勤務状況等、利用の必要性の高い児童を優先して利用決定します。児童の学年も考慮されるため、兄弟姉妹でも児童ごとに利用の優先順位が異なり、同時に利用ができない場合があります。兄弟姉妹のうち一方の児童（年齢の低い児童）のみ利用が可能な場合、利用方法を次の２つから選択してください。

- 1 兄弟姉妹で同時に利用できるまで兄弟姉妹全員待機（兄弟姉妹全員で留守番する場合等）
- 2 利用可能児童のみ利用（年齢の低い児童だけでも預け、上の子は留守番する場合等）

<求職中・起業準備で申込みをし、後日就労が決定した場合>

申込み後に就労が決まった場合は、就労証明書を提出してください。

申込受付締切後に就労証明を提出した場合は、当月の調整については求職中・起業準備での申込み扱いとし、翌月の調整から就労中として調整を行います。

<利用決定後に仕事を辞めた場合>

利用要件がなくなった場合は利用を取り止めます。

退職後、求職活動のため学童クラブの利用を希望する場合は、すみやかに求職申立書を提出してください。退職の翌月から３か月間は学童クラブを利用できます。３か月以内に就労証明書を提出した場合は承認期間を延長します。

<パートや派遣契約等により年度途中で雇用契約が終了する場合>

利用申込の際に提出した就労証明書に「契約更新有」と記載がある場合は、雇用期限以外の記載内容に変更がなければ契約更新後の就労証明書の提出は不要です。

5 利用までの流れ

(1) 1次募集期間に申込みの場合

<受付期間>

令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金）

※ 利用決定は先着順ではありません。



<利用資格の審査>

提出された書類により、利用資格を審査します。必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合や、勤務先等へ確認する場合があります。

<利用の選考>

利用資格を満たす申込者の数が、当該学童クラブの定員を超えた場合、市が定めた方法で選考を行います。（保護者の勤務状況等、利用の必要性の高い児童を優先して利用決定します。）



<結果通知（利用承認・利用不承認（待機））> 2月上旬頃予定

選考の結果通知を御自宅に郵送いたします。

※電話での問い合わせには応じかねますので、御了承ください。



<事前説明会の実施> 3月上旬頃予定

初めて学童クラブを利用する方を対象に、事前説明会を実施します。

開催日については、結果通知に同封の事前説明会の案内文を御確認ください。



令和7年4月1日から利用開始

育児休業を終え復職する場合は、復職する月から利用開始

<利用不承認（待機）となった場合>

- ◆利用不承認（待機）となった場合の結果連絡は最初の1回目のみです。その後は御希望の学童クラブに空きが生じた場合に改めて審査・選考をし、利用が可能となりましたら御連絡いたします。
- ◆申込書類の取り扱いは、令和8年3月利用まで有効です。
- ◆申込み内容や利用要件に変更があった場合や、利用要件に該当しなくなった場合は御連絡ください。
- ◆待機の順番については、他の利用不承認（待機）者の利用要件や勤務状況等に変更が生じたり、今後新たな利用希望者が申込みをするごとに、優先順位が変動しますのでお答えできかねます。

6 届出が必要な場合

以下の場合には「利用変更届」の提出が必要です。

用紙は学童クラブと保育課に用意してあります。市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

(1) 利用の休止（1 か月を通してお休み）をする場合

届出期限：前月末までに ※届出が遅れた場合は、料金がかかることがあります。

◆休止は年度内累計3か月まで可能です。当該期間は利用料及びおやつ代は免除されます。

◆利用開始した月は休止できません。

(2) 利用の取止めをする場合

届出期限：前月末までに ※届出が遅れた場合は、料金がかかることがあります。

(3) 申込み内容に変更が生じた場合

届出期限：変更後すみやかに

◆児童又は保護者の住所・氏名・連絡先・世帯構成に変更があった場合

◆利用料の世帯区分に変更があった場合

◆勤務先・就労状況等に変更があった場合（変更後の就労証明書等も提出してください。）

7 その他

(1) 傷害保険について

利用児童全員に傷害保険に加入していただきます。クラブでの活動中、通所途中、帰宅途中に発生した傷害に適用されます。

(2) 投薬について

学童クラブの支援員が児童に投薬することはできません。（点眼や塗り薬を含む）

※ただし、アレルギー対応のエピペン（エピネフリン自己注射薬）につきましては、別途御相談ください。

(3) 学級・学年・学校閉鎖の場合

インフルエンザ等の感染症により、学級・学年・学校閉鎖の場合は、感染拡大防止の為、その学級、学年又は学校に在籍している児童は、感染の有無に関わらず閉鎖期間中は利用できません。

風邪や感染症等により、自宅での静養を必要とする児童を、保護者が仕事等の理由で保育することが困難な場合は、病児保育所ラッコ（酒井医院内）を御利用ください。（小学校3年生まで）
詳細は施設にお問い合わせ下さい。

酒井医院 病児保育所ラッコ
〒299-4217 白子町北高根 2389
TEL 0475-33-1188
定休日／木曜日・日曜日・休日・年末年始

（４）利用時の注意事項

- ◆欠席する場合には、必ず学童クラブに連絡してください。
- ◆土曜日・長期休業日は、必ず部屋の前まで保護者の付き添いをお願いします。
- ◆児童の送迎は開設時間内に保護者の責任においてお願いします。
- ◆保護者以外の代理の方がお迎えに来る場合は、事前に学童クラブに連絡してください。

（５）障害・発達・発育に心配がある場合

面談などを実施して、お子さんの状況を確認させていただき、その結果、集団生活に支障があると判断した場合は、利用できない場合があります。

学童クラブが集団生活の場であることや療育機関ではないことを踏まえ、保護者の皆様には御理解と御協力をお願いします。

（６）緊急時等の対応

児童の安全と健康管理には、細心の注意を払うよう心がけていますが、万一学童クラブの利用中に怪我・急病等の緊急事態が生じた場合には、クラブの支援員が対応するとともに、保護者・勤務先等へに御連絡し、お迎えをお願いします。

（７）災害時の対応

災害発生時や悪天候等により災害の発生するおそれがあり学校が休校等の場合は、学童クラブを休所します。その他、災害の状況によっては開所できない場合があります。

災害時の連絡については、学童クラブ専用のスクールメールを利用しますので、必ず登録してください。

なお、スクールメールは通学している小学校の連絡メールとは異なりますので御注意ください。

８ 市内の公設学童クラブ一覧

学童クラブ名	所在地	電話番号	定員数	設置学区
東郷第１学童クラブ （３年生以上が利用）	谷本１８８７－１ （東郷福祉センター内）	０４７５－２５－５２２３	４０	東郷小学校区
東郷第２学童クラブ （１・２年生が利用）	谷本１４２ （旧東郷地区集会所 東郷小学校入口脇）	０４７５－２３－１８０８	５０	
二宮学童クラブ	緑ヶ丘４－３８ （二宮小学校内）	０８０－２３３９－６４７６	３５	二宮小学校区
中の島第１学童クラブ	中の島４５１ （中の島小学校内）	０４７５－２５－６６２２	３５	中の島小学校区
中の島第２学童クラブ			３５	
せんだん学童クラブ	茂原６１４ （茂原小学校敷地内）	０４７５－２５－１４００	５０	茂原小学校区